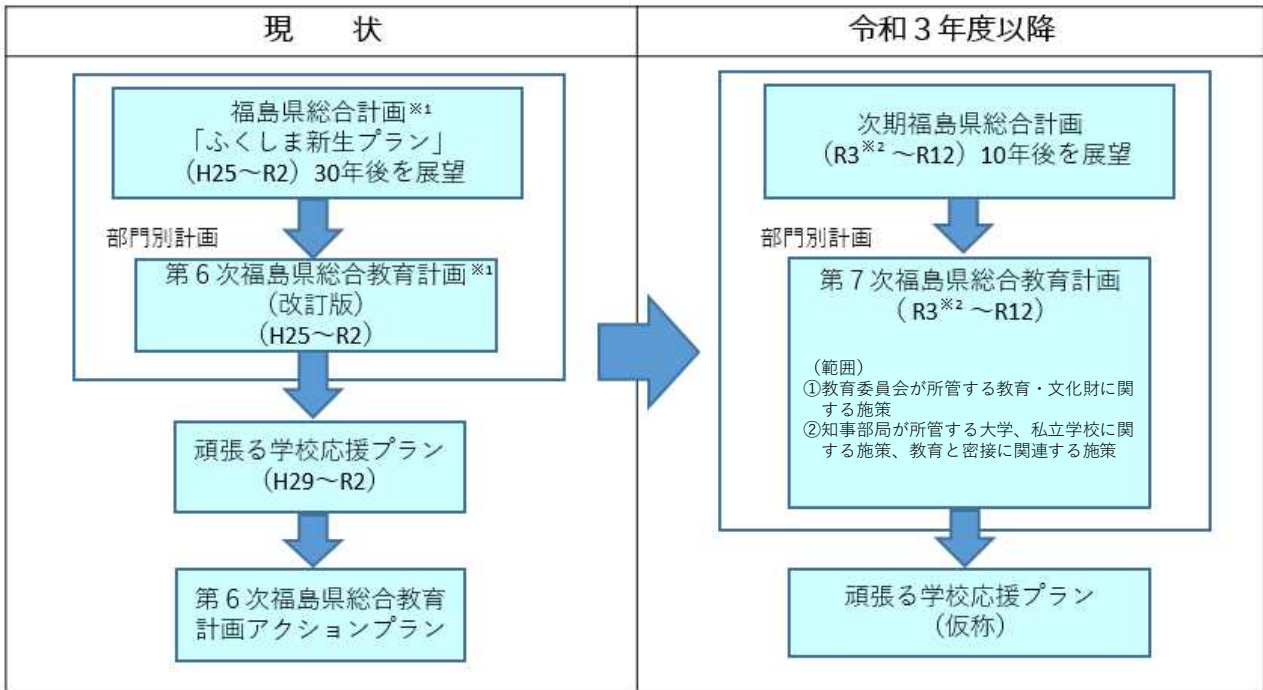


## 第 7 次福島県総合教育計画の策定について

### 1 福島県総合教育計画と他の計画との関係について



※1 当初は平成22年度から26年度の5年間の計画として策定されたが、平成24年度に改定し、現行の計画が策定された。

※2 総合計画の策定期間が1年程度延期になることに伴い、始期については変更の可能性あり。

○「教育大綱」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、地方公共団体の長（知事）が総合教育会議において協議して定める教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の大綱（福島県では「福島県総合計画」）。

○「教育振興基本計画」

教育基本法 17 条第2項に基づき定める、教育の振興のための施策に関する基本的な計画（福島県では「福島県総合教育計画」）。

### 2 第 7 次福島県総合教育計画策定スケジュール

		令和2年度	令和3年度			
			夏		秋	
策定懇談会		6回程度開催	複数回開催			
策 定 内 容	現状の課題について		中間整理	パブリック コメント	修正案検討	最終報告
	目指すべき教育の姿					
	施策の検討					

※ 総合教育会議にも適宜報告

※ 公聴会、高校生ワークショップも開催を検討

※ 新型コロナウイルス感染症の状況、新たな総合計画の進捗に応じて変更の可能性あり

## 第7次福島県総合教育計画の策定の方針について

令和2年3月23日  
福島県教育委員会

### 1 第7次福島県総合教育計画を策定する背景について

福島県教育委員会は、昭和41年に第1次福島県長期総合教育計画を策定して以来、これまで6次にわたる福島県長期総合教育計画を策定し、福島県における教育行政の効率的かつ効果的な推進を図ってきた。第6次福島県総合教育計画では平成22年度から平成26年度を計画期間としていたが、平成23年3月に発生した東日本大震災及び原子力発電所事故に伴う影響などにより教育を取り巻く様々な状況が計画策定時の想定を大きく超えて変化したことから、平成24年度に改定を行い、平成25年度から令和2年度までとする8か年計画とした。本計画では「“ふくしまの和”で奏でるこころ豊かなたくましい人づくり」を基本理念として、基本目標である「知・徳・体のバランスのとれた、社会に貢献する自立した人間の育成」「学校、家庭、地域が一体となった教育の実現」「豊かな教育環境の形成」の実現に努めてきた。

一方で、人口減少や少子高齢化、過疎化、グローバル化の更なる進行、人工知能等の飛躍的な進展、道半ばである復興と風評・風化等、本県の教育を取り巻く環境は、想定以上に急激に変化し、課題も多く残されている。

また、本計画は教育基本法第17条第2項において、地方公共団体が定めるよう努めることとされている教育振興基本計画との性格をもつ一方、福島県総合計画の部門別計画としての性格もあわせてもっている。次期福島県総合計画については、令和元年度より福島県総合計画審議会において策定が進められることから、これを踏まえて、第7次福島県総合教育計画を策定する必要がある。

### 2 第7次福島県総合教育計画策定の方針について

第7次福島県総合教育計画の策定に当たっては、次の方針を基に策定する。

- (1) 県の次期総合計画が10年間とされていることを受けて、計画期間を令和3年度からの10年間とする。
- (2) 知事部局と連携しつつ教育に関する総合的な計画とする。
- (3) 公募を含む有識者からなる「第7次福島県総合教育計画策定に関する懇談会」を設置し、幅広い意見を反映させる。
- (4) なお、地教行法第1条の3に定める「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」については、現在最上位計画である県総合計画の該当項目をもって大綱と位置づけされており、次期大綱の在り方については県総合計画の改定に合わせ総合教育会議において協議する。